

大蔵委員会議録 第二十四号

昭和三十三年三月二十四日(火曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 山中貞則君

理事 白井 莊一君 理事 原田 憲君

理事 藤井 勝志君 理事 坊 秀男君

理事 吉田 重延君 理事 有馬 輝武君

理事 堀 昌雄君 理事 武藤 山治君

伊東 正義君 岩動 道行君

大泉 寛三君 奥野 誠亮君

金子 一平君 木村 剛輔君

木村武千代君 小山 省二君

砂田 重民君 田澤 吉郎君

福田 繁芳君 藤枝 泉介君

卜部 政巳君 小松 幹君

佐藤觀次郎君 田中 武夫君

只松 祐治君 野原 覺君

日野 吉夫君 平林 剛君

松平 忠久君 春日 一幸君

竹本 孫一君

出席國務大臣

文部 大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

大蔵政務次官 瀨田 彌三君

大蔵事務官 中尾 博之君

(主計局次長) 大蔵事務官 相澤 英之君

(主計局法規課長) 文部事務官 安嶋 彌君

(大臣官房會計課長) 文部事務官 赤羽 桂君

委員外の出席者 大蔵事務官 赤羽 桂君

(主計局) 大蔵事務官 赤羽 桂君

専門員 坂井 光三君

三月二十三日

自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案(内閣提出第一四〇号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

国立学校特別会計法案(内閣提出第八二号)

日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

自動車検査登録特別会計法案(内閣提出第六六号)

○山中委員長 これより會議を開きます。

国立学校特別会計法案、日本開發銀行法の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案及び自動車検査登録特別会計法案の各案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。卜部政巳君。

○卜部委員 まず今日の學術の進歩と同時に教育の民主化に伴いまして、大學の規模の拡大と教育の充実に向上が強く要請されておる。このためにはやはり大學の財政について十分な配慮と適正なあり方が必要とされるということ、は、申すまでもないところであります。この意味におきまして、この法案

を出されずには当たって十分な配慮が行なわれた、こういうふうな考えられますが、どの程度の配慮が行なわれたのかをお伺いをいたしたいと思ひます。

○續政府委員 ただいまのことについて、お答え申し上げます。御承知のように、国立学校の問題は戦前までは特別会計になっておりました。明治の当初からそういう形になっておりました。戦後は一般会計によって取り扱つておりました。最近におきまして、教育の重要性にかんがみ、ことにベビーブーム等の関係がございます。それらに対する対処方としてまいりましたが、今日の教育の重要性、いろいろな関係から考慮いたしまして、特別会計にやうなものがいいだろうということの結論を、文部、大蔵両省において慎重に検討いたしました。この法案を提出したような次第でございます。折衝の内容等につきましては、私も詳しいことは十分承知いたしております。その中で、御承知のとおりでございます。ほうからその点につきましては御説明申し上げます。

○相澤政府委員 国立学校を特別会計にいたします点につきましては、実はかなり前から話がございます。昭和二十六年に中央教育審議会の前身である教育刷新審議会が文部大臣に特別会計の設置について建議いたしております。

す。自後、たとえば昭和三十年におきまして文部、大蔵両省間で付属病院を特別会計にしたらというふうなことにつきまして検討いたしましたこととございますが、実現を見ないでその後今日に至っているわけでありませぬ。

そこで、去年の七月ごろに昭和三十一年の大學教育の改善につきましての答申を受けまして、国立学校の充実にために財政上どのような方途を講じたかよろしいかという点につきまして、文部、大蔵両省の事務当局間で検討を始めたわけでありませぬ。その際この特別会計につきましては話が出ておたわけでありませぬ。その後これはあちこち影響のある問題でございますので、外部にはあまり出しておりませぬが、両省事務当局間においては、この問題につきまして真剣に検討を進めておりました。予算折衝の最終段階に入りまして、国立学校の充実はかかるためには、とにかくこの際特別会計に切りかえたほうがよろしいという結論に達しまして、特別会計に切りかえることに踏み切つたわけでございます。

○卜部委員 文部並びに大蔵が十分な緊密な連絡をとつたと、こう言うのですが、文部省のほうからひとつこの点に対する見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○安嶋政府委員 特別会計法案を提出いたしました経過につきましては、ただいま大蔵省の当局から御説明があったとおりであります。御承知のとおり、この問題は予算編成の過程におき

まして大蔵省から提案があったわけでありませぬ。私どもは概算要求の原案をいたしましては、このような要求をいたしておらなかつたのであります。大蔵省側から提案があったわけでございます。提案がありましたあと慎重に検討いたしました。法案の第一条にもございますように、この制度を実施することによりまして、国立学校の整備が促進される前向き積極的な性格のものであるということ、それからもう一つは、一般の事業会計等と異なりまして、獨立採算制を目的とするものではない、そういった基本的な性格が明瞭になりましたので、私どももいたしたわけでございます。

○卜部委員 いまの両者の言ひ分を聞いてみますと、相違がないように見えて実は相違があるわけでありませぬ。緊密な連絡のもとにその提案に踏み切つたと相澤さんのほうからは指摘をされております。安嶋さんのほうからは、いわゆる一般会計での予算要求をしておる段階において、大蔵省から提案がなされてきた、こういうふうなことを食ひ違ひがあるものであります。この点ををはつきりしていただきたいと思います。

○相澤政府委員 私どもの考え方と文部省事務当局との間には、別に意見の相違があつたわけではございません。経緯をいたしましては、いま文部省の会計課長が答弁申し上げましたとおり、文部省からは一般会計の予算とし

いすが、私どもはいい制度であるというふうな判断をいたしまして、喜んで受け入れたわけでございます。

○ト部委員 あなたは喜んで受け入れたのですか。受け入れられたというふうなことで、では先ほどの会計制度の問題の調査会の結論とさらに答申を、どのように加味してあなたはそういうことをおっしゃるのか、その点を明確にしてください。

○安嶋政府委員 喜んでということばは、あるいは適当じゃなかったかも知れませんが、私どもは適当な制度と考えます。調査会の答申をどういうふうに考えたかというお話でございますが、先生おっしゃいます調査会が、もし国立学校の会計制度調査会の意味でございますならば、この調査会におきましてはこの種の問題の検討もいたしておりません。これは全然別個の観点から国立学校の会計制度を事務的に改善する余地がないかどうか、そういう観点から全く文部省内で設置してある調査会でございます。それが国立学校の会計制度調査会でございます。そこからはただいま問題になっておりません。重要な事柄に關して、一切意思表示を行なわれておりません。それからなお二、三六年におきます教育刷新審議会の答申でございますが、これをどのようにしんしゃくして内容を決定したかというお尋ねでございますならば、これは先ほどお答え申し上げましたように、当時の建議というものは特別会計の会計制度をいたしましては、かなり内容の乏しいものでございまして、むしろその建議の主たる内容は、国立学校の予算積算、予算の内容が不十分

であるから、これを充実すべきであるというところに重点があつたわけでございます。後者はむしろこれは予算自体の問題でございますので、したがって二、三六年の建議を検討した際に、それをどういうふうにかつこの中に取り込んだかということにつきまして、格別の関連はないというふうには考えております。ただ考え方自体はたしまして、国立学校について特別会計制度をとることが適当であるという、そういう考え方は十分参考にいたしておるわけでございますが、内容につきましてはただいま申し上げたようなことでございます。

○ト部委員 いま安嶋さんのほうから、答申並びに答申に伴う大学の予算会計制度調査会の設置の問題に触れて、この点については何ら関係がないというふうな発言がなされたことについては、私はたいへん遺憾に思っています。なぜなら、相澤さん自体が冒頭の私の質問に答えて述べられておられるが、三十八年の一月に出た中教審の答申の問題にも触れられてその点を十分加味した、こう言っておられるのです。文部省のあなたも、そういうものは加味してない、全然別の問題である、ことにその中から出てきたところのいわゆる調査会、私は調査会と省略をいたしますが、それ自体の結論がまだ現在出ていないときに、まあこのことはまたあとから触れるとしたとしても、そういう問題について全然ノータッチである、関係はないのだという言い方は当たっていない、こういうふうな考えのわけです。ではその点はまた別に論議することが多々あるわけですから、論議いたしましょう。

○山中委員長 ちよつとト部君、発言の前に、先ほど内々お話ししましたとおり、文部大臣は三十分だけの御出席というところで、参議院の關係がありまして、本委員会において国立学校特別会計法案が上がりましてもう一回おいでいただくことにお約束をいただいております。御協力をお願いいたします。

○ト部委員 文部省が少なくともこういうふうな法案に対しては、自分のほうからいろいろと答申の問題も出ておりますだけに主体性を持ち、かつその中で大蔵省と十分協議をされた中で大学の財政のあり方が打ち立てられていく、このことが私は正しいと思うのです。そういう点についていまあなたも答弁は、そういう予算要求の段階の中で明らかにした、こういう状態では若干自主性がなさ過ぎるのではないだろうか、こういうふうな考えるわけです。

○相澤政府委員 国立学校を特別会計にいたします点につきましては、若干なお補足して過去の経緯を申し上げたほうがおわかりいただけるかと思いましたが、二十六年に、先ほど申し上げましたとおり、中央教育審議会は特別会計の設置について文部大臣に建議をいたしております。昭和三十年当時、私、文部の担当の主計官をいたしておりましたが、その際にも文部、大蔵の間で、付属病院についてはこれは事業会計的な形態をとっておるのでこれをひとつ切り離して特別会計にしたかどうかというふうな点について検討もいたしました。しかしながら、学校の管理体制の一元化をくずすというふうな点において難点があるので、それはどうだろうかというふうな点に批判もあつた。このときは見送つたわけでございます。それから当時また国立大学協会は国立学校の会計を特別会計にすることを検討するように文部省に要望もいたしております。そういうふうな経緯がございまして、国立学校の会計を特別会計にいたします点につきましては、かなり長い問題案になっておつたわけでございます。ただ、特別会計をつくることは、これはなかなか一大事でございます。従来私どもも申しますか、大蔵省といたしましては、特別会計の設置についてはいたしてはいい場合において常に消極的であり、各省の要求があるのを断つておるというふうな状況にありまして、文部省といたしても、国立学校を特別会計にするというふうな

ことは、なかなか容易に実現されるものではないというふうな、そういうお考えがいつもあつたと思つて、私も、したがって国立学校の会計を特別会計にいたしますことを提案いたしまして、何か特に国立学校の予算を現実的に引き締めてやろうとか、あるいは授業料の引き上げのねらいであるとか、そういうふうなねらいは他意のあつてこれを特別会計にするのだらう、することを提案するのだらうというふうにとられがちだと思つて、けれども、私どもが特別会計の設置を檢討いたしました理由は、やはり現状の施設をとにかく充実を急がなければならぬ、また、高校急増対策のしつぱがやがて近づいてまいります。国立大学の施設を整備することは焦眉の急となつておるわけでありまして、そのための方策をいたしましては、やはり特別会計を設置していくことがいいのではないかと、そういうふうな考え方が、その順序としてはいささか逆であるかもしれないけれども、私どもは、ほうから文部省のほうにこの特別会計の設置について提案をした次第でございます。

○ト部委員 この問題につきましては、大臣がお見えになっておりますから、大臣の質問のあとにしたいと思つて、一応小松先輩のほうに譲りたいと思つております。

○山中委員長 関連質問を許します。

○小松委員 文部大臣にお尋ねいたします。

算が特別会計として独立する形になり
ました。この点について文部省は一
体大学教育というものをどのように考
えておるかということについて質問を
したいと思ひます。

実はこの特別会計法というものは、
戦前特別会計が大学にあつたはずであ
ります。ところがそれは明治の終わり
からだんだん日本が軍国主義のほなや
かな時代になり、国家予算の大部分と
いうものは軍事予算がまかり通つた時
代になりまして、大学の自治、大学の
教育の尊重という立場から、明治の終
わりから大正、昭和にかけて大学自治
を軍国予算から守つていくためにむし
ろ独立をして運営したわけでありませ
が、終戦後になりまして、日本は憲法
を改正して、そうして軍事というもの
が政治の前面から消えたわけでありま
す。そうして文化国家の建設、社会保
障制度の確立の時代になって、国民の
福祉政策が前面に出れば、日本の全予
算は教育と国民福祉の建設のために、
そうして道路や内政のために尽くすと
いう予算編成の方針になって、教育の
予算がこの一般会計予算の主軸になつ
てきたのでございます。もちろん大学
教育の充実もこのワケから出るわけ
はございません。文化国家の建設、そ
うして教育の充実という日本の政治の
本命が一般予算となつて今日大学予算
は一般会計に繰り入れられておるわけ
でございますが、はしなくもこのたび
会計技術上の操作が何かありませんけ
れども、これを特別会計に移すといふ
ことは、私はここに、文部省におる者
の考えとしてどうして教育の分野の考
え方を交えたのか、聞きたくなるわけ
でございます。一般予算の中に占める

大学教育は初等、中等教育がおもで、
大学教育は本命ではないのだ、わき
役で特別会計予算の中で操作すればい
いんだというふうな位置にどうして
回つたのか。さもなくば、国防省を設
置するというような時代になつてくる
と、日本の一般会計予算は軍事態勢に
向いてきたから、あるいは高等、大学
教育の予算確保のために、あるいは大
学の自治のために特別会計法を別個に
こしらえて、プールのされた大学、国立
学校の予算をとるといふ必要に迫られ
て、ここに特別会計を設定したのか、
ただ単におごりに出たとこ勝負で
やつたのか、私はいろいろの観点があ
らうと思うのです。その点について文
部関係の最高責任者であられる灘尾大
臣として、国立大学、国立学校の自治
と国立学校に対するところの大きな教
育の理想像が日本の本命であるから、
一般会計から除かれたことに対する
御所見を承りたいと思つたわけであ
ります。

灘尾國務大臣 お答えいたします。
今回の国立学校に関する特別会計法
の問題でございますが、他意あつての
提案ではございません。別に政治的に
どうか、あるいは国防の関係がどう
とかいふふうなことでございませ
ん。法律提案の理由の趣旨の中にも書
いておられますように、ひたすら国立大
学の施設設備の充実をはかつてまい
りたい、と同時に経理を明確にしてまい
りたい、このような趣旨で提案せられ
たものでございます。

灘尾國務大臣 お答えいたします。
今回の国立学校に関する特別会計法
の問題でございますが、他意あつての
提案ではございません。別に政治的に
どうか、あるいは国防の関係がどう
とかいふふうなことでございませ
ん。法律提案の理由の趣旨の中にも書
いておられますように、ひたすら国立大
学の施設設備の充実をはかつてまい
りたい、と同時に経理を明確にしてまい
りたい、このような趣旨で提案せられ
たものでございます。

が、その国立大学の内容、実質あるい
は施設設備、そういうふうなもの充
実をはかつてまいりますことが私ども
の非常に大きな任務であると心得てお
るような次第でありまして、今日まで
も、そのために御協力を得て努力して
まいつたようなわけでございます。し
かし現在の国立学校の状況を見ており
ますと、いかにその施設、設備が貧
弱であります。これをなすべくすみや
かに整備することが急務であらうと私
は考えるのであります。その意味から
申しますと、何とかうまい方法はな
らうか、たとえば大学で申しますれ
ば、かなり国有財産を持つておるとこ
ろもあるのであります。その国有財
産等をもつと活用して、大学の施設整
備に充てるという方法はなからうか。
いろいろ考へておつたようなわけで
ございますが、要は、これをすみやかに
整理したいという考へからでござい
ます。

これにつきまして、今回大蔵省のほ
うから先ほど来お話もあつたようで
ございますが、特別会計をつくつたらど
うか、こういうふうなお話もございま
した。その特別会計と申しましては、
内容いかんによることでございますが、
で、文部省といたしましては大蔵省と
十分お話し合ひを遂げ、その内容にお
いてこの特別会計を設けることが施
設、設備の整備の上で役立つ、このよ
うに考へましたので最終的に私と大蔵
大臣との間でこの特別会計設置に踏み
切つたようなわけでございまして、心
持ちは、いま申し上げましたとおり
に、どこまでも国立学校の整備、充実
をなすべくうまくやつてまいりたい、
財政的にいろいろと制約のある中にお

きまして、できるだけやっていきたい
という心持ちで、この特別会計を設置
したわけであります。

小松委員 文部大臣の言としてはま
ことに情けない考へ方だと私は思うの
です。その動機は大蔵省から誘いがか
つたからということですが、終戦後
文化国家の建設、そうして教育予算
は一般会計の中の本筋でまかり通つて
きたんです。それが終戦後二十年に
なつてなせわき役に回らねばならぬ
のかということなんです。教育予算と
いうものは、昔私たちは長い間教育界
におつて、実に困難をしてきた。戦争
はなやかな時代は、戦争競争で教育予
算はわき役に回る。しかたがないか
ら、陸軍大臣を文部大臣に迎えて、少
しでも予算をとりたいた情けない思いを
してやつてきたこともあります。しか
しそれでも大学は大学の自治という立
場を独立を保つてまいりました。とこ
ろがいま大臣のおっしゃることは、大
学の自治のために特別会計にするんだ
という決意はない、ただ予算が足りな
いから、施設が足りないから、しかた
がないから特別会計のわき役に回りま
したのですという、何たる情けないこ
とを言ふんです。いまの池田内閣は人
づくり、少なくとも教育というものを
中心テーマとして出しておるわけであ
ります。それがいまあなたの言うたこ
とでは、これはプラグマティズムで
す、実用主義で、金がほしければど
んなことでもする、金がほしければど
んななわき役にでも回つて掘えせんを
食おうという考へ方で人づくりができ
ますか。金がほしいあまりに特別会計
のすみに押しやられて、国有財産の売
り食ひをしてでも何とか設備をせよと

言われて、はいはいと人づくり政策が
なつていくところに私は問題があると
思う。人づくり政策を前面に出して
いる池田内閣ならば、堂々と一般会計
予算の中で大学教育の予算を大幅に
とつていくことが本命ではないです
か。その本命からはずれて売り食ひを
しようということは何でありますか。
これをしかたがないと認めていく文部
大臣の人づくりの根性というものは
なつていない。単に日教組対策なん
かの人づくりしか頭にはない。ほん
との人づくりというものは、日本の政
治というものは教育が中心であるとい
う本命に立つての人づくりでなくて、
何の意味がありますか。わき役に回つ
て、そうして国立病院の収入をちつと
ふやして、授業料をちつとふやして、
土地を売つて何とか売り食ひをして教
育の設備をしよう、こういう考へは戦
前ですらもなかつたと思つて、戦争
中でも大学の自治は売り食ひで確立は
していません。この点から考へて、文
部大臣は長らく行政経験のある方と思
う、文部大臣を二度もおつとめだと思
いますか、いわゆる理想像のない文部
大臣では意味がないと思つたのです。国
立学校の予算が一般会計でまかり通つ
て何が悪いんです、何の欠点があるん
です、まかり通つていいじゃないです
か。第一一般会計に回らうが特別会計
に回らうが、大部分の予算といふもの
は一般会計の繰り入れがなくては成り
立たないのであります。たつた十億円
の、もつとみみちいことを言へば、
本年度十億円の借り入れをして、付属
病院の施設をするために、しかたがな
いから国立学校特別会計をつくつたん

からの支出というものは大きなものであります。特別会計を設定して一般会計からこれほど大きな金を持ってこなければならぬのは食費特別会計の赤字を埋めるときか、文部会計が一番大きいと私は思うのです。だから、特別会計を設定したとしても、これはほとんど大部分の金は一般会計からの繰り入れを見なければならぬ、これを忘れたならば私は意味がないと思うのです。大蔵省方面は、特別会計になったのだからおそらく独立採算制を強く押し付けてくると思います。独立採算制で売り食いが尽きたら一体どうなるかということでございます。この点、常に一般会計にあると同じ立場で、むしろそれ以上にあなたがやると言った、その以上にやるという覚悟がない限り、この特別会計の操作に私はやがてはじりじりと独立採算制で占められてくるという事は当然であらうと思うのであります。これはもうはつきりしている。たとえたとえれば厚生省の国立病院がこの三年前に独立をしました。そのときはこんな差があった。ところがことし三十九年度の予算を見ると国立病院の会計はほとんどになっておる。いつの間にかバランス・シートを合わせて独立採算で本会計からはびた一文出さぬというふうな体制になってきた。これは会計の設定がしからしめるところで当然そうなる。もう少し何とかその辺の特別会計や何かで操作してみい、もうちょっと売るところがあるのじゃないか、売ってみたい、一般会計からはこれだけしか出さぬのだというふうな観点になると、だんだん一般会計の占める比率が少なくなつて独立採算制の比率が上がってくるという

ことは、これは一般的通念であり歴史である。この点から考えれば私はこの特別会計できよめたいので、きよめたいのは特別会計何とか売り食いのいわゆる活用ということばを使えばまことにけっこうですが、活用する。じゃ活用し尽くしてもうなくなつたらどうなるか、その次にはえらいまた文部予算の要求をよけいしてきたな、ここからまた、スタートし始めなければならぬ。せつかく大きなボリュウムをとっておくところの予算が独立採算で売り食いで、しばらくお預けを食っている間にともくあみになってくる可能性もあると思うのです。そこからまた再びもう売るのはなくなつたのだ、持っている手持ち財産はもうなくなつた、活用物資はなくなつたから大蔵省金くれと行ったときに、初めて私三年か四年か先に売り食いの悲しさが出てくると思うのです。私はこういう点を考えたならば、決してこの特別会計がいわゆる活用という名にごまかされて衣を脱いだということ、私は何だか操作的には、会計の操作の上では外堀を埋めたという感じがしないでもないわけですが、しかしそれがこれからの政治家の考え方であり、文部省は一体となつて内政の本命という考え方で予算折衝していかねば、だんだん教育というのは非生産的なものですか、落とされることは間違いない。これはもうかつて教育界に身を置いた者がすべて味つたこと、荒木大將を文部大臣に入れたときは、とにかく軍人の大臣をつくらねば予算がとれないのだという悲しき歴史があるわけなんです。この点を考えれば文部省はどうか、ここのうにものに乗つてその日

暮らしの手持ち財産の活用のみを考えおつたならばとんだ失敗をしないでかすのじゃないか。もつと教育が重大で、教育が大事になればそんな売り食いをしられないでほんとうに予算をとってくるべきだ。手持ち予算を、財産をこんな売り食ひする必要はないと思うのです。もう一つは借り入れ金でございます。借り入れ金の制度が初めて出ましたが一体文部大臣、借り入れということとは返済能力があることによつて借り入れが成り立つ。返済能力がなければ借り入れはない。一体教育というものが返済能力が何かあるのですか。教育というものは、これは消耗であり一方交通である。返済能力がないものだ。その返済能力のない教育の分野に借り入れ金というものが入つてきたのです。が、一体どういう考え方で何で借り入れを返すという考え方が、教育は商売をするということなんですか。

○灘尾国務大臣 この特別会計になりました。先ほど申しましたように国立学校の運営につきまして特別会計だけでやっていけるものでないことは、これは明確なことだと思つておりまして、われわれもその点ははつきりとして自覚をいたしておるところであります。やはりあくまでも特別会計から繰り入れ、これの増額を求めないかと思つたのであります。その点につきましては大蔵省の考え方でも明確であると思つておるわけであります。したがつてこれはわれわれの今後の努力でございます。また皆さんの御協力のもとに一般会計からの繰り入れを減らすとか、売り食ひをしてそれだけは減らしてしま

うとかいうような消極的な考え方でなく、国立大学の充実をはかつていくというための一つの方法としてお考えを願いたいと思つておりました。根本的にはその意味におきましては小松さんと違つてはいないわけでありまして、われわれもいたしましてはあくまでも日本の国立学校の充実をはかつていきたいと思います。一路進歩あるのみ、かように考へておる次第であります。いま借り入れ金についてのお尋ねでございますが、これはもちろん一般の大学のつきましては借り入れ金ができるはずのものじゃないと思つております。考えられるものは、いわゆる国立大学の付属病院、この付属病院について借り入れということの可能性はあろうかと私も思つておるわけですが、それの使命というものは皆さん御承知のとおりでありますから、ただもう主眼でやつていいというはずのものではないのでありますから、これに大きな期待をかけるということはあるいは困難かと思つております。しかし可能性というものはあるわけでありまして、それに従つて借り入れの道も開いておくことが便宜であるということは言えるであらうと思つておるわけであります。いずれにいたしましても国立大学の使命を達成いたしますために施設、設備の整備をはかつていくということが必要でありまして、もしそれに対して国立大学側において幾らかでも財源が出来るというのならそれは出してよろしい、財源が出せない場合におきましてわれわれは引つ込んでおる理由はないと思つて、あくまでも大蔵省の協力の

もとに予算の増額をはかつていくということに変わりはないわけでありまして、そのように御了承を願いたいと思つております。○ト部委員 あした合同委員会があるそうですから、その中で私は大臣に質問をしていきたいと思つております。そこで、いままでも私に質問に答へられた問題を整理していただきたいと思つておる。大蔵省のほうに相沢さんの発言は、七月に文部省のほうに相談をいたしました。その中で文部省との意見に踏み切つた、こういうことがありますが、文部省の安嶋さんのほうからは、そういうことではなくて、予算折衝の過程の中で十二月に大蔵省からそういうものが突如として出されてきた、しかしながらその中で検討を加えた後に、これはいいものである、こういう了解点に達した、こういう点がいまままでの答弁の中の整理された点だと思つておる。そこで私は次に、そのように大蔵省がこれは当然に文部省のほうに主体性を持って本提案に対してはかなりの大きな力を持って動かなければならぬのにかかわらず、大蔵省のほうからこの提案を行つてきて文部省のほうからこれを了解点に達したというふうなことを聞くことがあつては、これはおかしいではないか、この点がいままでも論議されたところだと思つておる。その中で一つ次に質問を進展させていきたいと思つておる。この点に対して大蔵省のほうとしては、やはり文部省と教育財政のあり方というものについては慎重を期さなければならぬ、こういうことを十分配慮されておると思つておる。

ありますから、この点についていろいろと先ほど来から出ておりますところの中央教育審議会のいわゆる答申の問題や、さらには国立大学予算会計制度調査会の問題等にも若干波及をいたしたわけでありますが、この点についての答弁をまず求めたい、このように考えます。

○中尾政府委員 国立学校につきましては特別会計を今回設けることで御審議をお願いしておりますので、非常に御懸念なり何なりございまして、私もっともなことでございまして、私どもとしてもその御了解をいたさなければいかぬということを十分心得ておるわけでありまして。

先ほど来伺っておりますが、まず第一に、この文教関係で国立大学の予算あるいは国立学校の予算というのは重要な予算でございます。それから学校自身は決してこれは営業的な経営になじむものではないと、その財源といたしましては、もちろん一般会計からその主たる部分を出して経営していかねばならないことは言うまでもないところでございまして。今年度におきまして特別会計を設けましたけれども、このいわゆる一般会計の一般財政負担からこれを支出いたします金額といたしましては千四百十五億、前年度に比しまして百六十七億円の増額を行なっております。今後とも財政の許す限りその充実ははかってまいりたい。もちろん国政いろいろ需要がございますからそれらも考えなければなりません、その中におきまして最も重要な経費として取り扱って

おるということは、大蔵省といたしましても従来からその方針でございまして、今後といえども全然変わりはないと存じます。その点は明瞭に申し上げることができると存じます。

次に特別会計の問題でございまして、これはいわば経理の制度でございまして、文部省におかれましていろいろ御検討がございました。しかしながら、御覧のとおり、これは要するに、困政の万般すべてよろしくいかに、どういふ制度が一番よろしいかということにつきまして、常時検討をいたしております。それが大蔵省の責任でございまして、そういう見地から、予算の問題とは別に特別会計を設けることにつきまして、夏以来文部省側とも、いろいろ資料をちょうだいいたしまして、検討をいたして立案をいたした次第でございまして。先ほど来いろいろお話しがございしますが、特別会計を設けますことは予算の関係も出てまいりますが、むしろ会計を分けるということ自体に実質的な意味があるものでございまして、その結果予算も別の予算になる、繰り入れの関係の予算になるということもござい

ます。一般会計の負担におきまして国立大学の予算を充実するということにつきましまして、従来も今後何れ方針の変更はございません。しかしながらそのほかにもさらに学校といたしまして、これはとにかく永久にその基礎を固めていかなければならないものでございまして、現在のように一般の行政財産ではございません。現在の学校の使っております財産は、これはすべて学校そのものの財産として別除しようというものでございまして。評価関係が必ずしも時価と合っておりませんけれども、

も、しかし簿備によりまして二千億をこえるところの資産が、学校の財産というところで特定されることに相なりませぬ。従来でありますれば、これが用途を廃止いたします場合には、これを売却すると一般の収入になりま

す。それは文教にも充てられるでございませぬが、そのほか公共事業にも充てられませぬが、一般に充てられることになりませぬ。今後はすべてあげてこれが学校の経営の財源と相なるわけにございませぬ。なおそのほか学校といたしましてはやはり予算生活をいたしておりますので、若干の収入もあり、予算もあるわけでありませぬ。計算をいたしてみますと毎年十億から二十億程度の剰余金が出ております。これは収入というものと、それから予算生活をしております関係上当然然るべき結果が出てくるわけにござい

ます。これらもそのまま従来のようにしておきますと、一般の財源に相なるわけでありませぬ。これも今後はあげて学校そのものの財源に特定いたしまして、学校そのものに還元をすることのできるということにございませぬ。そのほかいろいろございませぬが、予算の関係ではなくて、そういう財産の管理、経営というものの基礎を別除することによりまして、大学に強固なるものを与えるというのが趣旨でござい

ものでありまして、これを経費に使ってしまつて、食つてしまつてということでは決してございませぬ。なおそういうような制度にやると、一般会計からの繰り入れがだんだん劣

えてくるのではないかと、御懸念がございませぬ。これはごもっともなお話で、予算はいろいろプレッシャーの強い作業でございませぬが、御懸念の点は十分理解できるでございませぬが、そういう趣旨ではございませぬ。予算のことはここで明瞭に申し上げるわけにはまいりませぬが、方針といたしましては国立学校の経費というものにつきましては、財政の許す限り今後とも従来と同じように、あるいはそれ以上入すべきものであるというのが大蔵省の方針でございませぬ。

なおそのほか借入れ金の点もございませぬが、ただいま文部大臣から御答弁がありませぬが、たぶん金を借りるわけでは決してございませぬし、金を借りたから収入をあげるということもございませぬ。研究のために病院を

たようなことでございませぬ。御理解をいただきたいと存じます。

○ト部委員 逐条審議に入つていく過程の中から、いま御答弁にありませぬ種々の問題をとらえて私は質問をしていきたいと思つておるのです。ただし私がその前段としていま質問をしておる中で、中尾さんはどういふように言われております。どのような制度がよいのかを検討するのは大蔵省のたてまえである。そのため文部省から七月あたり資料をもらつて云々、こう申させない発言だと思つておる。私はこれは解

ういふ問題については文部省のほうから十分な検討を加え、かつ財政的な面は大蔵省と十分に検討を加えながら、やはり教育財政のあり方としてはどうあるかという、こういう問題はあくまでも文部省さらには大学側の意見などを聞き、そうしたものが反映されな

し上げたのでございます。なおそういう意味で、検討は三十九年度の予算に間に合うようにという段取りで、大蔵省といたしましても検討をいたしておるといふことでございます。しかしこれの決定そのものにつきましては、特別会計を設けることと設けないことは予算にはたいして関係がないのでございまして、予算のほうはどちらになりましても同じことと考えておたわけです。制度の入れものの問題で、中身には関係のないこととございます。ただ先ほど申し上げましたような資産の管理とかという側面で特別会計を設けるということにいたしましたのであります。しかし本件につきましてももちろん重大なる問題であることは間違いないでございませぬ。先ほどおあげくださいました答申の線にももちろん沿ひいたしましたに検討いたしました次第でございます。重大な問題であるという御指摘が答申の御本意であります。答申自体といたしましては、慎重に検討することとを要するといふ、むしろやや消極的な気分のある答申でございませぬ。それだけにはわれわれといたしましても十分に検討いたしました次第であります。しかもこの問題は予算の折衝と同時に進行なわれませんが、予算は予算、会計制度は会計制度、これは別個の問題として取り扱ったものでございませぬ。しかもこの案自体につきましても、文部省側におかれても十分に検討されまして、いささつをいろいろ申し上げるのもどうかと存じますが、手続的に申し上げますと、文部省とされましては、文部省自体で御検討になるのはもちろん、大学側、あるいはそれぞれの関係の有識の方々、そういう方々の意見も十

分に徴されまして、大蔵省の原案につきましても十分検討されたのであります。その結果、大蔵省の案の線に沿って財政制度を整えることが適当である、そのほうが現在一般会計に置いておくよりもよしいという文部省自体の御判断で本件が法案としてでき上がったものでございませぬ。したがってして事態はあくまで文部省あるいは文教関係の責任の衝にあられる方々の御判断によってできたものでございませぬ。ただ私が申し上げましたのは、事は財政関係のいわばテクニクの問題でございませぬ。したがって、そういうような問題につきましても検討いたします、いわば常時そういうことの衝に当たってまいります大蔵省において、それがいいことであれば、これを十分に検討し、提案をするということが本来の任務であると考えておる次第であります。問題といたしましては財政関係の問題であります。したがって国会におきましても大蔵委員会で御審議を願っておるというようなことにならるわけでありまして、大蔵省が提案をいたしましたということ自体、特別なおかしさとかいうようなことではないと存じます。ただ事柄は、御指摘のございましたように、文教あるいは国立大学のあり方というものに対して大事な影響のあるものでございませぬから、もちろん大蔵省のきめるべき問題ではない。文部省だけできめるべき問題でもない。大学当局、関係の経験のある方々、あるいは関心のある方々、そういう方々の意見を十分徴されまして、その結果おきめいただいたものでございませぬ。それを御審議をお願いしている次第でございます。

○ト部委員 中尾さんなかなかお詳しくございまして、中央教育審議会の問題についても、慎重に配慮する必要があります、こういうことを言われておるだけに詳しいのですから、私は当然大学の予算会計制度の調査会の問題も十分の中で論議をされたと思うのです。その点はどうなんでしょうか、ひとつ中尾さんにお聞きいたします。

○中尾政府委員 いまの調査会というお話でございませぬか、それがどういふものでございませぬか、私は承知いたしておりませぬ。

○ト部委員 ほめておいてあとからくさすといふことはちょっと悪いのですが、いま中尾さんは、中央教育審議会、さらには大学側の意見も十分に聴取をしたなどという発言がなされておるのですが、実はここにきて安嶋さんから、中審の答申がここの中で問題になりそうだと、いわゆる慎重を期すのだ、こういうふうに教えてもらって発言しているのです。そういうことは率直に申し上げるならば、文部省、さらにはそういう答申と同時に――答申にもまあ問題がいろいろありますが、しながら大学協会とかそういうものの意見を十分参酌した上に立ったこの会計制度の今度の提案ではないということ、をいみじくも暴露しているのですね。その点も何かしらんことばたくみに、文部省のほうからも十分意見が出され、また大学側の意見も聴取されたと言っておるけれども、現実には大学側の意見なども無視されておるというのが現状ではないでしょうか。ことにこの答申の中にもありますように、「国立大学の財政のこのようなあり方の実現を特別会計制度の採用に求める意見

がある。過去の大学特別会計制度は、上に述べたような趣旨も含んで設けられたものであるが、その後の経済事情の変化や大学の発展に伴って必ずしも所期の目的を十分達成し得なかつたことを省み、かつ現在の国立大学が内容、規模において急速なる発展、拡充の過程にあることを考えると、国立大学の特別会計制度については、なお、慎重に検討する必要がある。」このようになっておるわけですが、同時にこの調査会がこれに伴って三月に発足をしておりませぬか、その結論もいまだに出していないのでしょうか。出ていないときに、大蔵省がこれを抜き打ち的に出した、また秘密裏に事を運んでおられたというこの事実については、何としても否定できないと思うのです。なぜに秘密裏に事を運んでおられたのかを伺いたしたいと思ひます。

○中尾政府委員 御質問でございますが、別に秘密裏に進められたという事実は全然ないのであります。大蔵省としての原案を一応つくりまして、それで文部省の御意見を伺った。文部省はさらに大学側、学校側の御意見も伺うという順序でございませぬ。その順序に従って作業をいたしましただけの話でございます。別にかまえて秘密に取り扱うというようなあれはございませぬ。ただ実際問題といたしまして、結論を得ますには相当苦慮をいたしましたのであります。簿価では二百億ちよつとであります。さらに、時価といったしましては膨大な財産になります。これらのものを学校の財産としてこの特別会計がございませぬ限り、これにいわば出資したような形になるわけでございます。それだけのことが国有財産的

な運用といたしましたら財政上可能であろうかどうかというような問題、これはやはり相当な検討を必要といたします問題です。そういう点で、なお各条にわたりました御質疑もあるようでございませぬが、それぞれの点につきましても慎重なる検討を重ねるべく実情に即した、学校そのものを伸ばすためにできるだけ役に立つような特別会計をつくりたいということと検討いたしましたのでございませぬ。事柄が相当重要ないろいろな決定を含んでおりますので、慎重を期してはまいりましたが、別段秘密とかそういうようなことは全然ございませぬ。結論を得ましたのがちよつと予算の作業の大詰めになる前に当たりましたので、何かと御懸念があるかと存じますが、実情はそうではないのであります。七月、八月あたりからいろいろ作業をしておたということをおえて申し上げますのも、そういう御懸念があつてはと存じて申し上げておる次第で、あくまで重要な案件といたしまして慎重に検討をいたしました次第でございます。

○ト部委員 十分慎重を期した、こう言われております。なおこの点に、私が調査会の問題を申し上げますと、安嶋さんがここにこ笑つておられますが、これは若干の食い違いがあると思うのですが、しかしながら、答申の最後の項に、慎重を期するならば、少なくとも国立大学の経理手続き、管理運営費のあり方等について技術的専門的に調査するために必要な調査会を設けることを検討すべきである。」という答申も出ておるのです。そうならば、少なくともい言うような慎重を期す

そのためには私は——あした合同審査があるという事ですけれども、やはり参考人と呼んでいただきたい。参考人を呼ぶ技術的な問題については、委員長並びに理事の方におまかせをいたしたいと思ひますが、少なくとも本委員会は、ただうまく答弁をし、またおしゃべりをしていくというそれだけの委員会は、たぶん私には思ふのです。この問題に関しては、これは与党、野党を越えて日本の教育のあり方、同時にそういう財政がどうあらねばならないかという慎重を期するためにも、メンツにこだわることなく、撤回すべきものは撤回をし、是正すべきものは是正し、意見を聞くべきものは意見を聞くという慎重な会議が行なわれてしかるべきだと思ふのです。その意味で、委員長にそのことをお願いをいたしたいと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○山中委員長 一委員からそのような形の要求という事の処理でなくて、理事会としてどう処理するかは相談いたします。

ますとか、財源を特別に確保する問題でございますか、いろいろな点を考えてございませう。いま申し上げましたのは、やはり立地の関係で研究施設として従来ございましたものが古くなつたというようなものは新しくいたしたい、あるいは場所を集中して管理に適用するようにいたしたいとかいうような、いろいろな要請がございませう。先ほど何かか大学というお話もございませうけれども、いわゆる国立大学、全国にございませうが、いずれもきつめて大事な施設でございませうので、これに対してあらゆる手を講じて、その施設の内容を充実したいという事でございませう。そのためには、一般会計からの繰り入れによりまして、これを処理することはもちろんであります。そのほかに動員できるいろいろな手段はすべて動員をいたしまして、できるだけ早く施設の改善、近代化というものにつとめたいということでございます。

○山中委員長 下部委員、いまのお話を承りますと、資料として出すには少し数字とか何とかいう問題じゃないようです。その問題は、あしたあなたに質問するときに明確な答弁のできるような準備をさせて、そうして資料になり得るものがあつたら資料をつくらせるといふことにいたしたいと思ひます。大蔵省よろしいね。

○山中委員長 了解しました。本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。午後零時三十分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

○中尾政府委員 先ほどちょっと触れた問題でございますが、施設、設備、これを近代化をせよというのと、この特別会計の構想の中には、いろいろ大学の資産を維持する問題であり

○下部委員 その中で、条文に入る前ですが、一つ質問をしておきたいと思ひますが、国立大学の充実に資する、こういうことがまず大きな問題点として提案の中にも述べられておられるわけなんです、このように充実をするのか、具体的にどのようにならねばいいのか、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○下部委員 いま委員長がまとめられた形で私はいいいのですが、いま中尾さんがおっしゃつたのですが、計画がないとか、そういうことも触れられたのですが、文部省のほうから出てきていませうが、私はそのことを中心にしてこれから論議していこうと思ふのです。ないとかできないという事は私はないと思ふのです。私は可能だから

○下部委員 時間も過ぎましたので、またあしたの合同審査の中でも申し上げたいと思ひますが、ひとつ資料要求をしたいと思います。